

# 労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会報告書（概要）

## 現状

各事業での労災保険給付の実績は、各事業主が支払う2～4年後の労働保険料に反映される。（メリット制。徴収法第12条第3項）  
現在、国（厚労省）は、労働者等の法的地位の安定性を重視して、①事業主に対して労災保険給付支給決定の不服申立適格等を認めておらず、また、②労働保険料認定決定の不服申立等において事業主が労災保険給付の支給要件非該当の主張をすることも認めていないが、こうした国の主張を否定する下級審の判決が出ている。

## 検討会メンバー

あらき 荒木	たかし 尚志（座長、東京大学大学院法学政治学研究科教授）
いのうえ 井上	しげき 繁規（元労働保険審査会会長、元東京高裁部総括判事）
おおた 太田	まさひこ 匡彦（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
なかの 中野	たえこ 妙子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
やまもと 山本	りゅうじ 隆司（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

## メリット制のイメージ

労災保険給付  
支給決定

労働基準監督署  
→被災労働者等

2～4年後の  
労働保険料が増大  
する可能性

労働保険料  
認定決定

都道府県労働局  
→メリット制適用事業主※

※100人以上の労働者を使用した事業であることを満たす事業主等

## 検討の視点

労働者等の法的地位の安定性は堅持しつつ、メリット制を介して労災保険給付分に係る労働保険料の増大という不利益を受ける可能性がある事業主の手続的保障を図る観点から、こうした事業主が、労働保険料認定決定の不服申立等において、労災保険給付の支給要件非該当性を主張することを認める余地がないかを検討。

## まとめ

- （1）労災保険給付支給決定に関して、事業主には不服申立適格等を認めるべきではない。
- （2）事業主が労働保険料認定決定に不服を持つ場合の対応として、当該決定の不服申立等に関して、以下の措置を講じることが適当。
  - ア) 労災保険給付の支給要件非該当性に関する主張を認める。
  - イ) 労災保険給付の支給要件非該当性が認められた場合には、その労災保険給付が労働保険料に影響しないよう、労働保険料を再決定するなど必要な対応を行う。
  - ウ) 労災保険給付の支給要件非該当性が認められたとしても、そのことを理由に労災保険給付を取り消すことはしない。